

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県医療安全相談センターの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応する体制を整備し、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することを目的として、神奈川県医療安全相談センター（以下、「医療安全相談センター」という。）を、健康医療局保健医療部医療課内に置く。

(業務)

第3条 医療安全相談センターは次の号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談への対応
- (2) 相談に関する事例の収集、分析とその結果の医療機関への情報提供
- (3) 神奈川県医療安全推進協議会の運営
- (4) その他医療安全相談センターの設置目的を達成するために必要な業務

(相談員の配置)

第4条 医療安全相談センターの業務を行うため、相談員を置く。

(神奈川県医療安全推進協議会)

第5条 医療安全相談センターの相談業務の方針、医療安全推進方策などを検討するために、神奈川県医療安全推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は次に掲げる者の中から、知事が選定する12人以内の委員をもって構成し、医療を受ける者のうち、1名は公募により選任するものとする。

- (1) 医療を提供する者
- (2) 医療を受ける者
- (3) 学識経験者

(協議会委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の検討事項)

第7条 協議会は、医療安全相談センターに係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 運営方針、業務内容

- (2) 相談業務の方針、個別相談事例への助言
- (3) 医療安全推進方策
- (4) 関係団体との調整

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会は会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(協議会の開催等)

第9条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(協議会の事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康医療局保健医療部医療課が行う。

(神奈川県医療相談アドバイザー)

第11条 個別相談に関する解決にあたって、法律の専門家の助言を得るために神奈川県医療安全相談アドバイザーを置く。

(保健所設置市との連携)

第12条 医療安全相談センターの業務を行うにあたって、各保健所設置市との連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めることのほか、医療安全相談センターの運営について、必要な事項は健康医療局保健医療部医療課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。